

〈査読論文〉

国際法学をめぐる学際研究のありかた

——いくつかのモデルを参考に——

竹内 雅俊*

Collaboration between International Law and Other Disciplines: Some Models to Consider

TAKEUCHI Masatoshi

Since the late 1990s, so-called “interdisciplinary approaches,” or new methodologies of International Law, have been explored in the US and the world. This article aims to review this movement and the models where International Law collaborates with other disciplines, International Relations in particular. In doing so, it shall attempt to distinguish between multi-disciplinarity, intra-disciplinarity, inter-disciplinarity, and neo-disciplinarity and their use in practice.

キーワード：学際研究, discipline, multi-disciplinary, inter-disciplinary, intra-disciplinary, trans-disciplinary, neo-disciplinary

【目次】

- はじめに
- I. 従来の学際的アプローチ——Barker の整理
- II. ディシプリン論から見た再整理
- III. 共同体論からの新たな整理——Intra/Multi/Inter (trans)-Disciplinary な研究
結びに代えて——Neo-disciplinary あるいはモード論の可能性

はじめに

1990年代後半より米国学界を中心として発達してきた国際法学をめぐる学際研究は、すでに一定の成果を挙げ、同時に欧州や他の地域の学界にも大きな影響を与えてきたといえる。例えば、国際関係論や国際機構論の用語であったレジームやリーガリゼーション（法化）、オーケストレーションなどの分析概念は、既に一般化してきているといえる。また、こうした理論を活用した事例分析も増加の傾向にある¹⁾。

しかし、こうした学際研究では、各ディシプリン間の対話のありかた自体については議論が少ないのではないか。本稿は、国際法と国際関係論（以降、IL/IR）を主たる事例としていくつかのありかたについて検討する²⁾。IL/IR研究、いわゆる「学際研究」の概説の多くは、一般的に国際法を法実証主義、国際関係論を政治的現実主義の立場に立っていると推定している。しかしながら、いずれのディシプリンのなかにも理論の多様性が存在することは論じるまでもないであろう。理論を存在論、方法論、認識論というように分解・接合するのであれば、それぞれの前提や相性について十分に知っておくことが肝要であろう。例を挙げるならば、認識論において国家中心主義を批判するのであれば、国際社会を規律する規範のよりどころとして国際司法裁判所（International Court of Justice：以降、ICJ）規程第38条の形式的法源やICJの判例にとらわれることは矛盾であると考えられる。また、分析の方法論として法実証主義と定量分析を併用する場合にも多くの注意が必要であろう。さらに、後述するように、米国学界では、学際研究を「法形式主義」という別の文脈から捉える傾向がある。こうした各国や学界別の文脈を意識せずに「学際性」を語ることは、ディシプリン間の対話に混乱を招くことになると思われる。

以上のような問題意識から本稿は、国際法学が他の学問分野と接合する際のモデルについて検討する。具体的には、国際法学をめぐる学際研究を知識生産論や科学哲学での議論を参考に類型化する。次章では、その予備的考察として安易にディシプリンを接合する際に発生する弊害について検討する。

I. 従来の学際的アプローチ——Barkerの整理

筆者が研究対象とするIL/IRにおけるこれまでの研究成果を分類するならば、前章の懸念は

-
- 1) 国際法学をめぐる学際研究の発展、とりわけ事例研究については、拙稿「書評 トーマス・ピアステーカー 他編著『国際法と国際関係論—理論と実務の架橋』（ルートリッジ出版、2007年）」『高崎経済大学論集』51.2(2008)：75-80ページ参照。
 - 2) 国際法と国際関係論の学際的アプローチについては、拙稿「国際法と国際関係論の接点を求めて—社会構成主義を手がかりに一」『中央大学大学院研究年報』2000年第30号；「国際法学における学際研究の現状と課題」『総合政策研究』創立15周年記念特別号2009年；「国際法と国際関係論」アプローチの素描」『法学新報』第123巻第7号、2017年などを参照。

より一層明らかになる。2000年の著書の中でJ. クレイグ・バーカー（J. Craig Barker）は、これまでのIL/IR研究成果を次の4つに分類した。すなわち、(1) 単に双方のディシプリンが有する知識の一部を継ぎはぎした浅薄なもの(2) 法政策学（ニューヘブン学派）、マイケル・バイアーズ（Michael Byers）やハロルド・コー（Harold Koh）が取り組んだ研究のように国際法学のなかに国際関係論の要素を組みこもうと試みるもの(3) 制度論、リベラリズム、コンストラクティビズムのように国際関係論のなかで法の役割や存在を理論に組みこむもの(4) 未だ生成の途上にある学際研究の4つである³⁾。(1)は全く理論の方法論や認識論の整合性を考慮しないものであり、(2)と(3)は国際法、国際関係論の方法論あるいは認識論を使っても一方の主題を捉えなおす類の研究である。上述の批判に鑑みるに、これら研究群のなかで現在(1)の類が最も多く、続いて(3)に属するものが多いことは想像にかたくない。その意味で国際法学側の寄与は未だ少ないといえる。(4)は、今後、登場が想定されるアプローチなので特に取り上げない⁴⁾。次章は、各ディシプリンの交渉を阻害してきた法学側の伝統を検討する。

II. ディシプリン論から見た再整理

法学を自律的な学問として語る試みは、いくつかの異なる起点を有している。例えば、米国において「法と経済」、「法と社会」、「法と文学」などの学際的アプローチの発展を促した知的潮流は、クリストファー・ラングデル（Christopher Langdell）の手法を端に発する形式主義批判を起点としている。形式主義とは、国内法学のなかで客観主義（objectivism）と並んで法学の自律的な科学としての成立を目指す思考様式であり(1) 法規範の存在意義、概念、原則などを所与（given and unquestionable）のものとし、(2) 法の根拠を社会や権力などではなく、法文書や法そのものに求めるものを指す⁵⁾。ラングデルは、ハーバード大学でケースメソッドを定着さ

3) Barker, J. Craig, *International Law and International Relations*, (London: Continuum, 2000) pp. 94-6.

4) Slaughter, Tulumello, Wood は、こうしたアプローチが可能な分野として1998年時点で国際ガバナンス、社会構築、リベラル・エイジェンシーを挙げている。Slaughter, Anne-Marie, Andrew S. Tulumello and Stepan Wood, "International law and international relations theory: a new generation of interdisciplinary scholarship," *American Journal of International Law*, 92 (1998): pp. 367-97, p. 369.

5) こうした国際機構研究や国際法研究にも通じる傾向を国際政治学者のロバート・コヘインは「エベレスト・シンドローム」と呼んだ。Keohane, Robert, "Institutionalization in the United Nations General Assembly," *International Organization*, 23.4 (1969): pp. 859-96. ここでの形式主義の理解については、例えば Shauer, Frederick, "Formalism," *Yale Law Journal*, 97.4 (1997): pp. 509-48 参照。シャウアーの理解では、形式主義への批判は(1) 他の選択肢の否定または隠蔽（Formalism as the denial of choice）(2) 選択肢の制限（Formalism as the limitation of choice）という2つの流れに大きく分類できる。これらは紛争に対する処方箋を考慮するうえでのある種の束縛を意味する。つまり、政治的、社会学的、経済など法学以外の領域に根拠をもとめず紛争がある意味、法文書のみによって単純化して解決にのぞむということである。

せた人物として知られているが、同時に本稿では米国において法学を自律的な科学として規定し、検討する材料や手法を法的安定性の名のもとに確立しようとする流れのなかで言及されることが強調される⁶⁾。いま1つの起点としては、欧州大陸では、カント哲学とりわけウィーン学派に影響されたケルゼンの純粹法学とこれに影響をうけた国際法学が同じような傾向を見せている。

こうした形式主義的傾向は、法実証主義の言説のなかに包摂され、現在では（実際にはそのような実務家は少ないと思われるものの）学際性の必要性を訴えるうえでの国際法側が内在している障がいとして語られることが多い。例えば、宮野洋一が国際法学における「紛争処理」と「紛争解決」の違いに言及する場合、法的紛争処理とは、「処理が主として法的基準に基づいて行われる場合」を指し、紛争解決とは「紛争当事者が一定の納得を得て、もうそれ以上紛争行為を遂行しない状態をいう」意味で現実に紛争が解消された状態であるとしている。この用語の使い分けの裏には、「紛争処理は多くの場合、紛争解決を少なくともその目的の1つとするが、必ずしも紛争解決そのものと一致するわけではない⁷⁾。」すなわち、ディシプリンとしての国際法学（あるいは国際法学者）の関心が、ディシプリン内の発展や展開という自律的なものであり、必ずしも紛争の解決という社会科学ならば一般的な傾向と一致しないことを示唆していると思われる。こうした傾向は、「法的安定性」、「法の支配」、「法理学」を希求する法学者ならば当たり前のことのようにあるが、他の社会科学との接合において障がいとなることも考えられる。ほかに政策科学の影響を強く受けた米国のニューヘブン学派にも分析対象を特定の法文書に制限することを批判する者は少なくない⁸⁾。

国際法の実務においても学際的なアプローチを望む声はあった。例えば、田中耕太郎裁判官は、1964年「バルセロナトラクション事件（第一段階）」の個別意見のなかで国際司法裁判所に支配的であった実証主義に対し挑戦的な態度をとった。田中は、その個別意見のなかで「我々は、いわゆる『概念法学（conceptual jurisprudence）』の行き過ぎた法形式主義に陥らないよう警戒すべきである。私は、特に国際法の分野において、社会学的かつ目的論的アプローチが必要であると思う」と述べている⁹⁾。ほかにC.G. ウィーラマントリー（C.G. Weeramantry）裁

6) 故に形式主義の障がいをバロン（Baron）のようにラングデルの呪い（Spell of Langdellian Orthodoxy）と呼ぶ論者もいる。Baron, Jane B., “Law, Literature, and the Problems of Interdisciplinarity,” *Yale Law Journal*, 108 (1999): pp. 1059–85.

7) 宮野洋一「国際法学と紛争処理の体系」『紛争の解決：日本と国際法の100年』三省堂、2001年、32ページ。

8) この観点から国際判例ではなく、国際事件分析を提案したリースマンの主張は、示唆的である。Michael Reisman『国際事件分析—国際法認識の新たな方法』宮野洋一訳、『法学新報』137–70ページ。

9) *ICJ Reports*, 1964, p. 75; 1966, pp. 276, 278; ここでの訳は、イジャス・フセイン「国際司法裁判所における田中耕太郎裁判官の役割」『立教法学』坂井千元訳、20号、1981年、186–235ページによる。

判官も1997年「ガブチコヴォ・ナジュマロシユ計画事件」の個別意見において持続可能な発展の権利について以下のように述べている。

国際法の原則として他の文化から得る見識の恩恵にあずかることならびに過去にインスピレーションを求めることは、国際環境法を伝統的な国際法学の方法論から逸脱させるものではなく、それどころか、グロチウスが導いた方針にたどることになるのである。新しい国際法学のために、先験的な諸原則（principles *a priori*）を決定するのではなく、グロチウスは、この目的のために、むしろ様々な文化のなかから探究し、帰納的（*a posteriori*）に過去から導きだした¹⁰⁾。

ウィーラマントリーは、国際法の起源が元来、帰納的であり、多文化かつ学問的な窓口を広くとる性質を有していたことを強調している。更にウィーラマントリーは、ロバート・ジェニングス卿（Sir Robert Jennings）（元ICJ所長）の言葉などを引きつつ、国際法学がその最前線において歴史学、社会学、人類学、心理学などと協働し、学際的（multidisciplinary, interdisciplinary）になる必要性を説いている¹¹⁾。しかし、こうした発想は法学のなかでは少数派であり、他のディシプリンとの対話というよりは、反実証主義や自然法思想という枠組のなかで理解されていたと考えるべきであろう。

以上のような「現場からの希求」があったにもかかわらず、国際法学の学際的なアプローチの発達は遅かったといえる。その理由の1つは、対話相手の文脈（例えば国際関係論側の説明に多く見られる「現実主義 vs 理想主義（国際法）」という図式）だけでなく、国際法学（もしくは法学）のディシプリン内に問題があるとされてきた。国際法に限らず、法学一般が本稿の形式主義の項で論じたように、19世紀後半より「自律性」や「科学性」を志向したことは、法学者に共通の言語と方法論を見出そうとすることにつながる。例えば、1977年のオスカー・シャクター（Oscar Schachter）の言葉を借りるならば「目には見えないが専門家として国境を越えて共同体を構成する法律家集団（the invisible college of international lawyers）」という普遍的なアイデンティティの構築に寄与したといえる¹²⁾。これらは一見、法学に自律性を促し、政治的イデオロギーから解放するように思われるが、同時に批判の下地をも創り出すことになる。実務のレベルでは、こうした「科学性」イデオロギーは見出せなくなりつつある。例えば、国連国際法委員会も条約解釈を「厳密な科学（science）」ではなく、「技芸（art）」であ

10) *ICJ Reports*, 1997, p. 96.

11) *Ibid.*

12) Schachter, Oscar, "The Invisible College of International Lawyers" *Northwestern University of Law Review*. 72.2 (1977): pp. 217-26.

るとし¹³⁾、他に人権法のなかでも発展的解釈や動態的解釈などのコンテクストを読み込んだアプローチが登場しつつある。しかし、こうした企図があるにせよ、国際法学の学際研究も様々な批判を浴びてきた。

これらの批判を大まかにまとめるならば、1. 抽象的な基礎理論に終始し、法の「現場」および各学界に効果的に影響を与えることができていない¹⁴⁾、2. その主な研究が「国際関係論など外側からみた国際法」に関わるものであり、国際法側の貢献が少ないうえに引用されている国際法文献が乏しく、最新のものではないこと¹⁵⁾、の2つに大別することができよう。前者を補足するならば、この企図が「情報や洞察が共有できるような共通の言語と分析枠組」を構築すること（基礎研究）に終始し、実務への応用可能な研究が進んでいないことを示唆している¹⁶⁾。それは、実務の立場からは研究企図を複雑化、分裂化、多様化させ、方向性を決定しなければならないことに対して、学界側（ここでは IR/IL 側）がこれまで適応してこなかったことが一因を成していると考えられる¹⁷⁾。後者を補足するならば、法実証主義を主流とする「国際法学」側の認識において、「国際法と経済」は経済学であり、IR/IL は国際関係論であり、「国際法と歴史学」は歴史学に属する研究として「国際法」の領域から切り離されてしまうことを意味する¹⁸⁾。この文脈にある「国際法」側からは、「国際法と〇〇 (International Law ands)」と冠するあらゆる学際研究は真の意味で学際的ではなく、むしろ「法学ではない何か」であると認識される。その意味で、国内・国際平面を問わず法学にお

13) ILC, "Commentary, Draft Articles 27-28," *YBILC*, 1966, vol. 2, p. 218.

14) Balkin, J.M., "Interdisciplinarity as Colonialization" *Washington and Lee Law Review*, 53.3 (1996): pp. 949-70, p. 952; Collier, Charles, "Interdisciplinary Legal Scholarship in Search of a Paradigm" *Duke Law Journal*, 42.4 (1993): pp. 840-53, pp. 844-8; Riles, Annelise, "Representing In-Between: Law, Anthropology, and the Rhetoric of Interdisciplinarity" *Univ. of Illinois Law Review*, 1994.3 (1994): pp. 597-650, pp. 597-8 (「法と人類学」の文脈において); Baron, Jane B., "Law, Literature, and the Problems of Interdisciplinarity" *Yale Law Journal*, 108 (1999): pp. 1059-85, p. 1061 (「法と文学」の文脈において).

15) Sriram, Chandra Lekha, "International Law, International Relations theory and post-atrocity justice: towards a genuine dialogue" *International Affairs*, 82.3 (2006): pp. 467-78.

16) Burley, Anne-Marie Slaughter (1993). "International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda." *American Journal of International Law*. 87 (2): pp. 205-39, p. 205.

17) ビアステッカー等の問題意識によれば、「どのように二つの分野が理論的に交流した成果を活用し、現代国際関係の諸側面を説明若しくは解釈することができるのか? さらに、法と政治が交錯する政策課題に対して高度な解決法を求める政策決定者にこれら分析をどのように役立てることができるのか? または、IL/IR 双方がどのように実務家の洞察から何を得ることができるのか? 多くの実務家は、すでに国際法学および国際関係論の双方から概念を日常的な活動に組み入れている。彼らには、どのようにこの二つを抽象的によりよく融合させるかなどというメタ理論的な沈思について考える余裕はないのである。」Biersteker, Thomas J., Peter Spiro, Chandra Lekha Sriram, and Veronica Raffo (eds.) *International Law and International Relations: Bridging theory and practice*, (New York: Routledge, 2007) p. 6.

18) Kandel 1993: p. 10.

ける学際研究企図のなかで最も成功しているとされる「法と経済」アプローチでさえも、自然法、法実証主義、歴史法学など「法学の方法論の1つ」としてではなく、あくまで「学際的」なアプローチという「法学以外の何か」としてしか認識されない。また、法学者の倫理的な立場として中途半端な学際研究よりも確固としたディシプリンに基づいた研究が好まれる傾向もこうした批判の遠因となっているといえよう¹⁹⁾。こうした自律性／実務家志向の傾向は、法的安定性を確保した一方で、他の学問分野との対話を阻害してきたといえる。それは紛争解決や分析において他のディシプリンを疎外し、パーカーの類型における（1）浅薄な研究／分析を生み出す土壌ともなる。国際法学を「国際法に関する学問 a theory about international law」ではなく、自律的な（独自の論理、手法、目的などを内在させる）「国際的な法学 a theory of international law」であるとするならば、法学を「特殊」「閉鎖的」「法形式主義的」であるとする主張を助長し、対等な関係に基づいた研究を疎外してしまうことになるのである²⁰⁾。

さらに日本語で「学際性」と訳されるディシプリン間のあり方そのものにあるのではないかと本稿は推論する。

Ⅲ. 共同体論からの新たな整理 ——Intra/Multi/Inter (trans)-Disciplinary な研究

そもそも学際性の「学」の部分、すなわちディシプリンとは何であろうか。国際関係論を念頭にモートン・カプランはディシプリンが成立する基準として特定の技術、理論体系と主張、研究主題の存在を挙げている²¹⁾。また、「学際研究」の研究で知られるアレン・レプコ (Allen Repko) は、学術的専門分野 (disciplines) を「学者のコミュニティ」であるとより率直に述べている。このようなコミュニティは、次のような機能を有している。

どのような現象が研究されるべきかを定義し、いくつかの中心的概念・構成理論を進歩させ、一定の研究方法を持ち、研究や知見を共有されるためのフォーラムを開催し、学者にキャリアパスを提供する。これらは専門分野の強い志向性を保つため専門分野自身の力によって進められる。各専門分野は特徴的要素、つまり現象・仮定・認識論・概念・理論・方法を持つ。これらの要素によって専門分野は他の分野から区別される。要素はすべてが

19) Klabbers, Jan, "The Relative Autonomy of International Law or the Forgotten Politics of Interdisciplinarity" *Journal of International Law and International Relations* 1.1-2 (2005): pp. 35-48, p. 36.

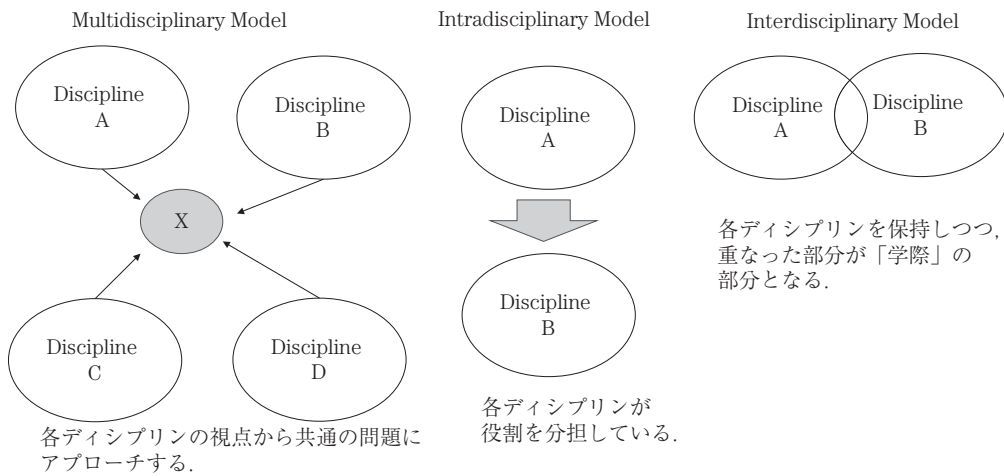
20) Posner, Richard, "The Decline of Law as an Autonomous Discipline 1962-87." *Harvard Law Review*, 100.4 (1987): pp. 761-80; Grey, Thomas, "Langdell's Orthodoxy" *Univ. of Pittsburgh Law Review*, 45.1 (1983): pp. 1-53.

21) Kaplan, Morton, 'Is International Relations a Discipline?' in Arendt Lijphart (eds) *World Politics*, 2nd ed. (Boston: Allyn and Bacon, 1971) p. 6.

相互に関連しており，専門分野の全体的視点の中に含まれている²²⁾。

こうしたコミュニティ間の対話を学際的であるとするならば，学際性の次の論点として発生するのが，コミュニティの対話のありかたや関係性であろう。発想としては過去にも散見できるものの，本稿の想定するような学際性（interdisciplinary）という用語自体は 1972 年の OECD 報告書 “Interdisciplinarity: Problems of Teaching and Research in Universities” において初めて登場したとされる。同報告では，ディシプリンに分かれることによって「科学活動がディシプリン間の分断によって不効率となり，その対抗策としては知識の統一化が最適である」とされ，問題は「どのように知識を統合し，これが大学内の教育と研究にどのような示唆を与えるか」というものであった²³⁾。このように学際性（コミュニティ間の対話）という用語自体が多義的であり，複数の捉え方，定義が存在するものの，1つの論点としては，学問的な統合（すなわち「2つ以上の専門分野からのアイデア・データ・情報・方法・手段・概念・理論」）を目指すか否かというところにある²⁴⁾。こうした傾向は，IL/IR のなかでも学際性を inter-disciplinary もしくは trans-disciplinary とする研究群に見出すことができるが，むしろディシプリンの境界を残存させ

図-1 学際研究モデルのトポロジー



出所：筆者作成

22) アレン・レプコ『学際研究』九州大学出版会，2013年，4-5ページ。

23) Miller, Raymond, "Interdisciplinarity: Its Meaning and Consequences" *International Studies Encyclopedia*, vol. VI, Oxford: Wiley-Blackwell, 2010, pp. 3900-15, p. 3900.

24) レプコ，前掲注 22)，4ページ。

表-1 学際研究の各モデルの比較

	統合を志向する	ディシプリン間の境界に 関して	研究対象とディシプリンの関係
multi-disciplinary	志向しない	境界を維持する	複数のディシプリンから研究対象を検討する
intra-disciplinary	志向しない	境界を維持する	特定のディシプリンに対し、他のディシプリンから知見を提供する
inter-disciplinary	部分的に重なる	境界を維持する	複数のディシプリンから新たな知見を提供する
trans-disciplinary	志向する	解消される	統合されたディシプリンから研究対象を検討する
neo-disciplinary	志向しない	論点に応じて新たな境界線を引き直す	各対象、論点を中心としてディシプリンを新たな構築する

出所：筆者作成

る形式（multi-disciplinary, intra-disciplinary）の方が実務では好まれる傾向があると考えられる。

一言に「学際的」という用語を用いるにしても、同用語は、英語でいうところの multi-disciplinary, intra-disciplinary, inter-disciplinary, trans-disciplinary など各ディシプリンの関係性を示すことが可能である（表-1 参照）。

社会認識論および知識生産論に関する論考のなかでロンゼンフェルド（P.L. Ronsenfeld）は、学際性の概念を以下のように規定し、こうした企図に発展の段階があることを主張した。異なるディシプリンの研究者が、1. それぞれのディシプリンから分析する（multi-disciplinary）2. 共同で研究をするが、個々のディシプリンを中心に分析する（inter-disciplinary）3. 共同で共通の概念枠組を活用して研究する（trans-disciplinary）という段階である²⁵⁾。こうした段階論からみるに、multi-disciplinary は、研究企図としてバラバラの状態であり、trans-disciplinary は完全に1つの学問に統合された形を指し、学問間の境界（際）は消え去るわけであるから、その時点で「学際的」ではもはやなくなるといえる。Inter-disciplinary はディシプリンの境界を越えて共通の概念や理論、枠組を共有する状態であるといえる。Intra-disciplinary とは、ディシプリンに主従の関係を構築し、役割分担を強調する。前述のICJ裁判官たちが想定する学際的なアプローチは、他の学問がICJ（法学）の判断に寄与することを暗示しているため intra-disciplinary な要素が強いと考えられる。現実の学界の実践としては、multi-disciplinary あるいは intra-disciplinary という対話のあり方が一般的であろう。

25) Ronsenfeld, P.L., "The potential of transdisciplinary research for sustaining and extending linkages between the health and social sciences." *Social Science and Medicine*, 35.11 (1992): pp. 1343-57; also quoted in Aagaard-Hansen, Jens, "The Challenges of Cross-disciplinary Research," *Social Epistemology*, 21.4 (2007): pp. 425-6.

(a) Intra-disciplinary あるいは分担論

いわゆる学際研究企図が出発する前から、国際法は実務のなかで他の領域と接してきた。それは現実の法的紛争解決制度のなかで他のディシプリン（往々にしてそれは自然科学や技術の分野ではあったが）と協働をする条項に見出される。例えば ICJ 規程第 50 条【調査と鑑定の囑託】は、「裁判所は、その選択に従って、個人、団体、官公庁、委員会その他の機関に、取調を行うこと又は鑑定をすることをいつでも囑託することができる」²⁶⁾とし、実際にコルフ海峡事件、メイン湾事件などにおいては、専門家の意見を考慮し、判断を下している²⁷⁾。こうした思考モデルは、欧州司法裁判所規程第 22 条、国連海洋法条約第 289 条、国際海洋法裁判所規則第 82 条、GATT 紛争解決了解第 13 条 2 項などにみられ、国内法制度における専門鑑定制度 (Amicus Curiae) に相当する。このような思考を「法学と〇〇」の文脈において考えてみるならば、その他のディシプリン (〇〇の部分) を下位におき、あくまで裁判官 (法学) が紛争の判断をする。「学際」とはいうものの、各ディシプリンが対等な関係にあるのではない、いわば他のディシプリンを法学に内在化する intra-disciplinary なアプローチであると評してもよいだろう²⁸⁾。また対話の相手が社会科学というよりも自然科学を主に想定していることも留意すべきであろう。この intra-disciplinary アプローチ (紛争において各ディシプリンの役割分担を定めることを模索するモデル) は、法的安定性を確保しうることから、法学側にも比較的受け入れやすく、これまで学際研究の有益性を主張する根拠の 1 つとなってきた。

(b) Multi-disciplinary あるいは複眼論

いわゆる学際研究のなかで最も一般的な形態が multi-disciplinary な研究形態であろう。「複眼的な視点から事象を検討する」という常套句は、研究書に多々みられるが、この形態がとられるのはディシプリンの境界を引き直す必要性がなく、思考様式など学問の前提を問い直す必要が少ないからであろう²⁹⁾。こうしたモデルは、国際法の実務というよりは、分析に多くみられる。

国際関係論も元来は、理論の複数性を重んじ、multi-disciplinary なアプローチを重んじていたといえる。例えば、1959 年に設立された ISA (International Studies Association) のミッション・ステートメントを機関紙である ISQ (International Studies Quarterly) 誌に以下のように

26) この他に ICJ 規則第 67 条 1 項【調査と鑑定意見】同第 68 条【証人と鑑定人の手当】に関連の規定がみられる。

27) これらの先例として PCIJ 時代のホルジョウ工場事件を加えても良いかも知れない。

28) このようなアプローチに基づく研究は、バーカーの類型において (2) および (3) の範疇に入ると思われる。

29) Yetiv, Steve and Patrick James (eds.), *Advancing Interdisciplinary Approaches to International Relations*, (Japan: Palgrave, 2017) p. 2.

載せている。

International Studies Association は学際的 (multidisciplinary) な団体であり、インターナショナル、クロスナショナル、トランスナショナルな現象に関心を持つ専門家の協働を促進する。同団体は、特定のディシプリンの枠内では有効に検討することができない問題に対し学際的 (interdisciplinary) なアプローチを促進する³⁰⁾。

こうした国際関係論の想定していたディシプリンの中に国際法学があったことはいうまでもない。その意味で、multi-disciplinary もディシプリン間の境界を越える必要はないので国際法学にとっても違和感のあるものではないといえる。ただし、国際法学へのフィードバックも他の学際性のあり方に比して少ないといえる。例えば、国際関係論から国際法を扱う研究の大部分がこの範疇に含まれると考えられる。

(c) Inter-disciplinary, trans-disciplinary あるいは統合論

Inter-disciplinary あるいは trans-disciplinary な学際研究のありかたは、ディシプリン間の境界線の引き直しを学者コミュニティに迫る。すなわち一方のディシプリンの理論、概念、枠組、思想をもう一方へ移入し、異種交配 (Cross Fertilization) や新たな知見を可能にする。また、この分野の学際性は、前述のレプコなどによれば学界の伝統として分野の境界線が「〇〇学 (discipline)」ではなく、「〇〇研究 (studies)」という名称がつけられる傾向が強いと主張する³¹⁾。Inter-disciplinary, trans-disciplinary な学際性の定義は、無数にあるといえるが、レプコは、先行研究の傾向を以下のようにまとめ、自分の総合的定義を次のように説明している。「学際研究とは、疑問に答え、課題を解決し、単一の専門分野で適切に扱うには広範すぎるもしくは複雑すぎるテーマを扱うプロセスである。より包括的な理解の構築のために知見を統合するという目的を持ち、学際研究は専門分野を利用する。」³²⁾

30) As quoted in Aalto, Pami, Vilho Harle, David Long and Sami Moisio, "Introduction," *International Studies: Interdisciplinary Approaches*, Palgrave Macmillan, 2011, p. 12.

31) この点について、レプコによれば確立された専門分野 (〇〇学) が「普遍的な知識の核を持っており、その核は、全教科課程 (カリキュラム) と呼ばれる特定の教科科目に区分される。…専門分野の専門家は、それらの教科を自分たちの専門分野独自の「領土」として認知している。専門分野が歴史「研究」や生物「研究」と呼ばれない理由は、研究の核 (つまり専門分野のカリキュラム) が十分に確立されており、研究と教育の分野として認知されているということである」としている。レプコ、前掲注 22) 8 ページ。

32) レプコ、前掲注 22) 14 ページ。

- ・学際研究は特定の具体的な焦点を有する
- ・学際研究の焦点は、単一の専門的視点の範囲を超えて展開する
- ・学際研究の際立つ特徴は複雑な課題や問題に焦点を当てているということである
- ・学際研究は特定可能なプロセスや事実探求の様式によって特徴づけられる
- ・学際研究は専門分野を明示的利用する
- ・専門分野は学際研究における特定の具体的な焦点に関する知見を提供する
- ・学際研究の目標は統合である
- ・学際研究の目的は実利的である。新しい理解・成果・意味の形成を通じて認知的進歩を生み出す³³⁾

こうした研究のありかたは、IL/IR というならば、まさに 90 年代よりケネス・アボット (Kenneth Abbott), アン・マリー・スローター (Anne-Marie Slaughter) などが目指した学際性のありかたであると考えられる³⁴⁾。しかし、いくつかの概念枠組の共有や事例研究の成功はみられるものの、本稿が論じてきたように、その多くは理論的整合性の伴わない浅薄かつ継ぎはぎのものであり、主として「国際関係論から分析した国際法事象」という一方的なものであった。これは、法学内の法形式主義の伝統とともに、各ディシプリン内の多様性を無視した統合志向が招いた結果であると考えられる。

最後に各ディシプリンの境界を維持しつつ、新たな研究分野を創出することを目指す neo-disciplinary という国際関係論の提案を検討する。

結びに代えて——Neo-disciplinary あるいはモード論の可能性

本稿は、ここまで 1. 国際法学をめぐる学際研究（とりわけ国際法と国際関係論の学際研究にかかわるものを中心に）の問題点を素描し、2. 各ディシプリン内の多様性や対立の他に、学際研究のありかたそのものにもいくつかの類型化が可能であることを提示してきた。こうした点を研究者の共同体としてのディシプリンが見過ごしてきたことは否めない。本稿の結びに代えて、学問的な統合化を目指さないものの、制度化を目指す neo-disciplinary という新たな学際研究のありかたについて言及する。

Neo-disciplinary とは、パミ・アルトー (Pami Aalto), デビッド・ロング (David Long) 等による造語であり、国際関係学のなかで interdisciplinary を（体系化・統合化することなく）新たな研究分野として制度化することを目指す。こうした発想も別だって珍しいことではない。

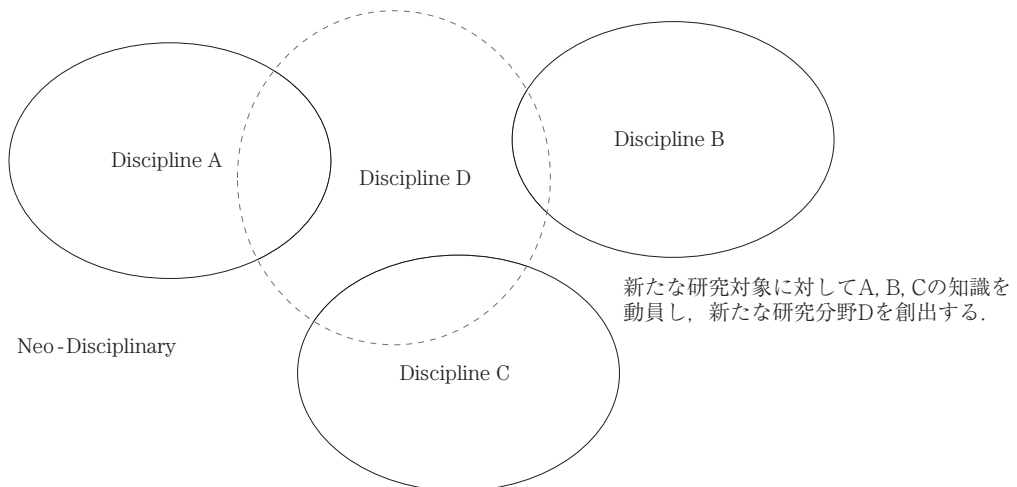
33) Ibid.

34) マイケル・ギボンズ『現代社会と知の創造—モード論とは何か』小林信一訳、丸善ライブラリー、1997年。

例えば知識生産論のなかではマイケル・ギボンズ（Michael Gibbons）のモード2論なども整合性を持っていると思われる。モード2の議論のすべてをここでまとめることはできないが、大きな特徴として1. ディシプリン内部の論理から導かれる問題意識を中心とするのではなく、社会に開かれた問題設定を中心とし、知識が適用するコンテキストを重視する2. 「共通の理論的理解に基づく、…それぞれのディシプリンの認識的な相互浸透を伴わなければならない」トランスディシプリナリティが挙げられる³⁵⁾。もともとモード2論は自然科学や科学技術論を想定したものであるが、近年社会科学でも提唱する場合が増えてきた。こうしたアプローチは、例えば法学者（モード1）とともに〇〇という問題（論点）の専門家（モード2）という複数のアイデンティティを提供することになる。モード2の観点からするならば、学際性とは、各ディシプリンの境界をすべて引き直し、統合的な理論体系の創出を目指す企図ではなく、伝統的なディシプリンは維持しつつも、既存の知識では解決できない新たな論点を中心に研究企図を設計することにある。

Neo-disciplinary は、以上のような論点中心の研究形式を新たに「〇〇研究」としてアカデミアのなかで定着・制度化するプロセスである。アルトー達によれば、まず、neo-disciplinary は、社会实践の帰結であり、社会生活のニーズから導き出される。アルトー達の著書 International Studies のなかでロングは、例としてビジネスで発生するニーズを挙げている。ビジネス活動では、会計、監査、経営の研究があるが、これらは金融論、産業組織論、マー

図-2 Neo-disciplinary なモデルの概念



出所：筆者作成

35) Gibbons et al. p. 61.

ケティングと隣接し、また経済学、社会学、コミュニケーションやメディア研究とそれぞれつながっていく。次に neo-disciplinarity は社会生活のなかで説明を必要としながらも、単一のディシプリンでは説明しきれない、または、見過ごされてしまう事項から生成される。例として、フェミニズム（ジェンダー研究）、環境論、犯罪研究、平和研究、紛争解決研究、国際関係論などが挙げられる³⁶⁾。本稿の関心でいえば、平和研究は、国際法を含む様々な知見を取り込みながら、構造的暴力といった分析概念やエクスポージャーという独特の教育手法を生み出し、各ディシプリンにフィードバックしていると考えられる。ロング等が言及していない新たな境界研究、グローバル・ガバナンス研究、国際平和活動研究なども新たに既存のディシプリンより派生した neo-discipline にあたると考えられる。

以上のような学際研究の展開に鑑みるならば、伝統的なディシプリンの境界線は残存するものの、論点を中心とする新たな線引きによって、既存のディシプリンから派生する新研究分野が創発されることは想像に難くない。

36) Ibid., p. 52.